

出水市地域福祉計画（概要版）  
平成31年度～平成34年度

子どもから高齢者まで  
健やかに暮らせる  
支え合いのまちづくり  
～いずみ～



平成31年3月  
鹿児島県 出水市





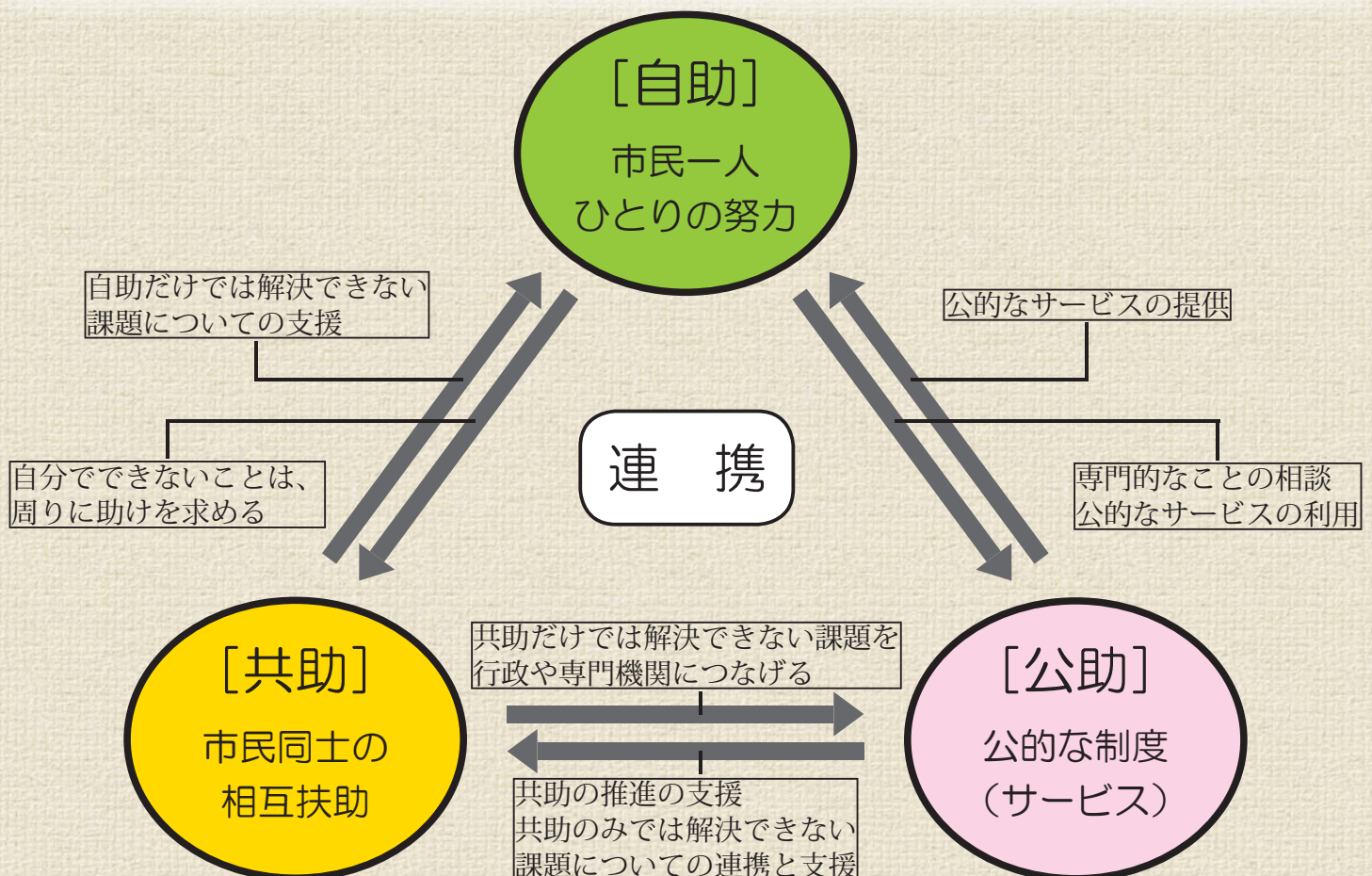
# 地域福祉ってなんだろう？

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、これからのまちづくりは、子どもから高齢者、障がい者等、全ての市民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを市民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく必要があります。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、民生委員児童委員や社会福祉協議会をはじめ、自治会、福祉活動団体、NPO、社会福祉法人、事業所、行政等が、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、全ての人々が人に役立つ喜びを大切にする社会（地域共生社会）を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。



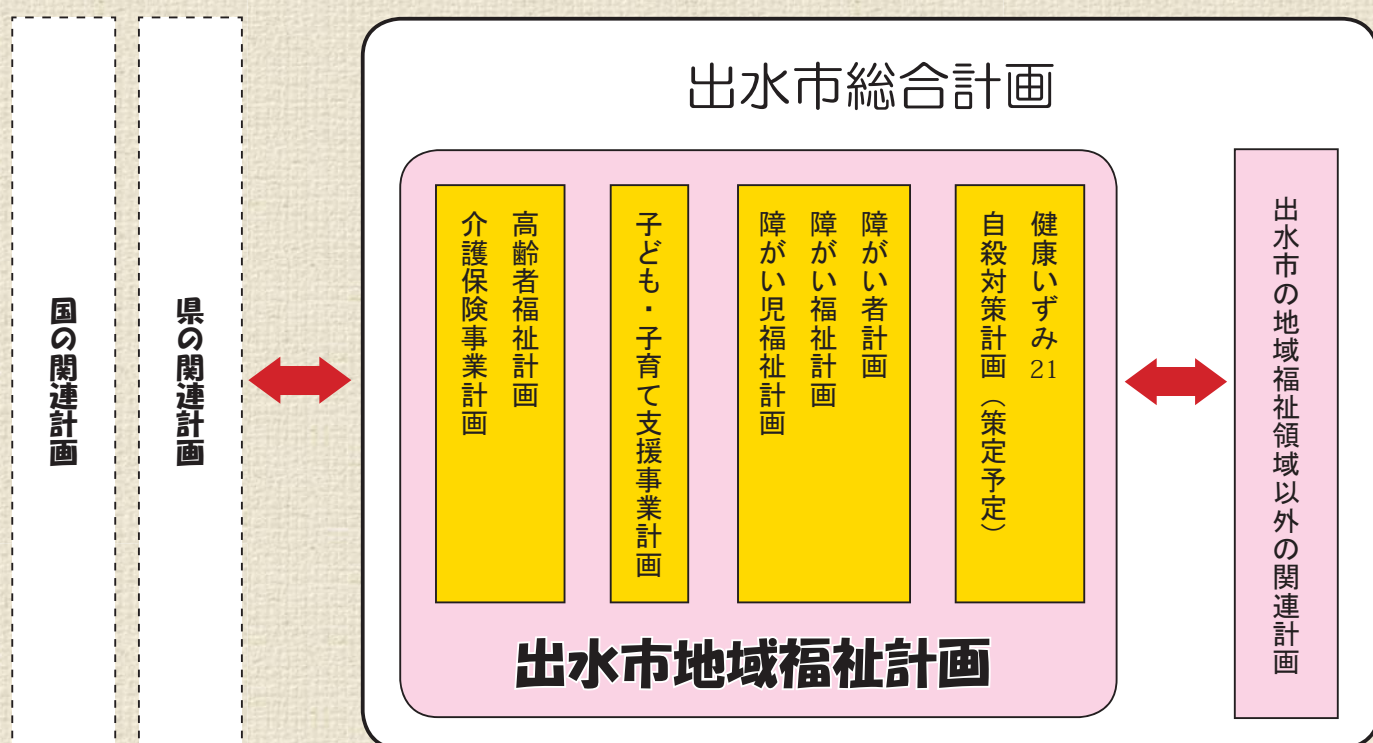


# 「出水市地域福祉計画」の位置付け

全ての市民が主役となり、いきいきと、自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画です。

この計画は、市政運営の基本方針である「出水市総合計画」を上位計画とした部門計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、全ての市民を対象とした保健福祉施策の総合計画として位置付けます。

計画期間は、平成31年度から平成34年度までの4年間とします。





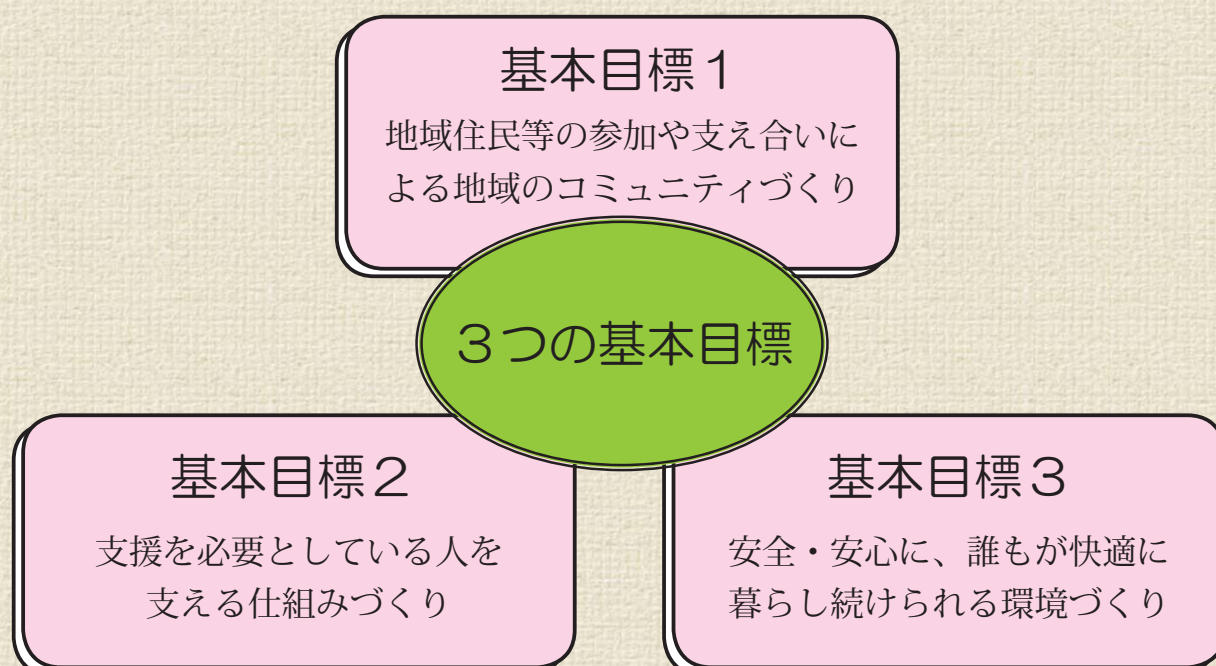
# この計画が目指すもの

この計画では、市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという地域における支え合いの意識を育み、互いに思いやり、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」をスローガン（基本理念）にして、様々な取組を進めていきます。

## 《基本理念》

**子どもから高齢者まで  
健やかに暮らせる  
支え合いのまちづくり**

地域福祉の理念に基づき、出水市民が住み慣れた地域で、健康で、自助・共助・公助のもと、助け合って暮らしていくために、取組施策の目標として次の3項目を掲げます。



# どんなことをしていくの？

## 基本目標 1 地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり

### 自分や家族ができること（自助）

- ・隣近所の人と会った時には、挨拶を心がけ、話しかけ交流するようにしましょう。
- ・地域のボランティア活動や自治会活動等、地域で行われている活動に関心を持ちましょう。

### 地域のみんなができること（共助）

- ・行事の時に隣近所の人に声かけを行い、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- ・自治会、地区コミュニティ協議会、老人クラブ、子ども会等の地域コミュニティやボランティア活動において、スポーツ大会や行事を開催し、活発な世代間交流を行いましょう。

### 社会福祉協議会の取組（公助）

- ・支え合い活動の充実を図り、地域住民が活動できる場をつくりまます。
- ・ボランティアの養成と登録を推進します。

### 行政の取組（公助）

#### 基本施策 1

##### 福祉のこころを育む福祉教育

- ・地域福祉への関心づくり
- ・こころのバリアフリーの推進
- ・学校における福祉教育の充実
- ・生涯学習等による福祉意識の醸成
- ・男女共同参画の推進

#### 基本施策 2

##### 孤立を防ぐ活動の場、居場所づくり

- ・挨拶運動・声かけ活動の推進
- ・コミュニティ組織の支援・充実
- ・市民と市民の支え合い・助け合いの促進
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・地域福祉活動の環境整備
- ・保健・医療・福祉等の連携による総合的な対応

#### 基本施策 3

##### いきいきとふれあふれる健康なまちづくり

- ・地域や世代間の交流の促進
- ・地域における健康づくり活動の促進
- ・介護予防の推進
- ・生活習慣病の早期発見、発症予防
- ・子どもの健やかな成長の支援
- ・生きがい活動の促進
- ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と社会参加の促進

#### 基本施策 4

##### 地域福祉の担い手の育成・強化

- ・地域の福祉リーダーの育成
- ・人材や社会資源の発掘
- ・ボランティアの育成と活動促進
- ・地域住民の福祉活動への参画
- ・NPO、福祉活動団体等への活動支援
- ・民間福祉サービス等への支援、連携



# どんなことをしていくの？

## 基本目標 2 支援を必要としている人を支える仕組みづくり

### 自分や家族ができること（自助）

- ・困ったことや知りたいことがある時には、家族や知り合い、行政の相談員に何でも相談しましょう。
- ・福祉サービスに関心を持ち、情報を集めましょう。

### 地域のみんがができること（共助）

- ・地域活動等を通して、民生委員児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をし、地域全体で連携しながら相談ごとに対応しましょう。

### 社会福祉協議会の取組（公助）

- ・行政サービスで対応できない分野について、福祉ニーズに沿って、課題解決に向け住民主体の活動をサポートします。

### 行政の取組（公助）

#### 基本施策 1

##### きめ細やかな情報提供

- ・情報提供の充実
- ・情報の共有化と個人情報の保護

#### 基本施策 2

##### 包括的な相談支援体制づくり

- ・相談窓口の周知
- ・身近な相談体制の充実
- ・自殺対策の推進

#### 基本施策 3

##### 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護

- ・福祉サービスの充実
- ・福祉サービス利用のための支援
- ・生活困窮者への自立支援
- ・成年後見制度の理解と利用促進

#### 基本施策 4

##### 福祉をつなぐネットワークの強化

- ・関係機関・団体の連携に向けた支援
- ・地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進
- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携強化



# どんなことをしていくの？

## 基本目標3 安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり

### 自分や家族ができること（自助）

- ・日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関心を持ちましょう。

### 地域のみなができること（共助）

- ・災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- ・地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。

### 社会福祉協議会の取組（公助）

- ・災害時に活動できるボランティアの育成に努めます。
- ・老人クラブや各サロン活動等を通じて、地域の防犯意識を高める啓発活動を推進します。

### 行政の取組（公助）

#### 基本施策1

##### 防災力の充実

- ・地域における防災力の向上
- ・避難行動要支援者の安全確保

#### 基本施策2

##### 生活安全対策の充実

- ・交通安全対策の充実
- ・地域防犯体制の充実
- ・消費生活センターの機能充実

#### 基本施策3

##### 暮らしやすい環境のまちづくり

- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- ・住宅セーフティネットの形成
- ・移動手段の確保
- ・地域医療との連携の推進
- ・DV、虐待防止対策の推進





# 協働による計画の推進

全ての市民が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、この計画の推進に当たっては、地域の様々な担い手がそれぞれの能力や特徴を生かし、役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を推進していきます。

## 市民の役割

地域福祉を充実させることも含め、まちづくりの主役は地域で生活する市民自身です。

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域福祉の担い手として、地域活動や近所付き合い、ボランティアなどの社会活動に参加するなど、主体的・積極的に地域社会に参画することが求められています。

## 関係団体の役割

自治会、ボランティア団体、福祉サービス事業者、NPO等の関係団体には、地域社会の一員として、より専門的立場から地域福祉を支えていく役割があります。

今後は、提供するサービスの量や質を確保するとともに、多様化するニーズへの対応、住民の地域福祉への参画に対する受け皿としての体制の確保等が求められています。



## 社会福祉協議会の役割

地域包括ケアシステムの構築に向けたインフォーマルな仕組みづくりと関係団体の活動支援に取り組んでいくことや、多様化するニーズに対する公的なサービスを創出する組織として、フォーマル、インフォーマルの両面から地域福祉を推進していくことが求められています。様々な関係機関・団体との連携を図りながら、計画を推進して、地域福祉の中核的な組織としてその役割を果たします。

## 行政の役割

市民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、市民、関係機関・団体、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進していくことは行政の責務です。

福祉課を中心に関係部署との連携を図りながら、計画を推進します。

## ●問い合わせ先

出水市保健福祉部福祉課

鹿児島県出水市緑町1番3号

TEL: 0996-63-2111 (代)